

平成 23 年度政策評価(平成 22 年度に実施した施策に対する評価)結果の概要

1 企業結合の迅速かつ的確な審査

目標	企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業等譲受け）について， <u>迅速（第 1 次審査は 30 日以内，第 2 次審査は 90 日以内）かつ的確な企業結合審査</u> を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。
実施状況・評価	①企業結合審査（届出案件及び事前相談案件）：<u>全案件を規定された期間内に処理。</u> ②海外競争当局との連携：海外事業者同士の国際的企業結合案件 2 件について海外の競争当局と情報交換しつつ審査を実施。 ③企業結合事例の公表：平成 23 年 6 月に平成 22 年度の主要な企業結合事例 12 件を掲載した事例集を公表。 ④消費者利益の額：企業結合審査によって約 70 億円保護されたと推定。 これらの状況等を総合的に評価すれば，本件取組は有効かつ効率的であったと評価できる。
反映の方向	本件取組の課題として，①企業結合審査に係る事前相談制度が廃止されたことから，企業結合審査を一層迅速かつ的確に行う必要があること，②国際的企業結合案件及び専門的知識を活用する必要がある企業結合案件への対応等のため，企業結合審査の質の一層の向上及び企業結合審査部門の <u>更なる体制の整備</u> を図る必要があること，③企業結合審査の透明性を一層向上させる観点から，企業結合審査結果の <u>公表内容の充実</u> に努めることが挙げられる。

2 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

目標	<u>独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に厳正に対処</u> するとともに，酒類，石油製品及び家庭用電気製品（以下「3 品目」という。）の小売業に係る <u>不当廉売事件について迅速に対処（原則 2 か月以内）</u> し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。
実施状況・評価	①<u>法的措置件数：12 件</u> ②法的措置事件の内容：多様な行為類型（カルテル，官製談合，不公正取引等）の事件及び国民生活に密接な分野（シャッター）や消費者に身近な商品（コンタクトレンズ）に係る事件があった。 ③小売業に係る不当廉売事件迅速処理による注意件数：2,700 件 ④<u>課徴金額：総額約 720 億円。1 事業者当たり約 4 億 6000 万円（いずれも過去最高額）</u> ⑤<u>3 品目の不当廉売事件の平均処理期間：約 2.2 か月</u> ⑥法的措置による消費者利益の額：推定額約 1790 億円 これらの状況等を総合的に評価すれば，本件取組は有効かつ効率的だったと評価できる。

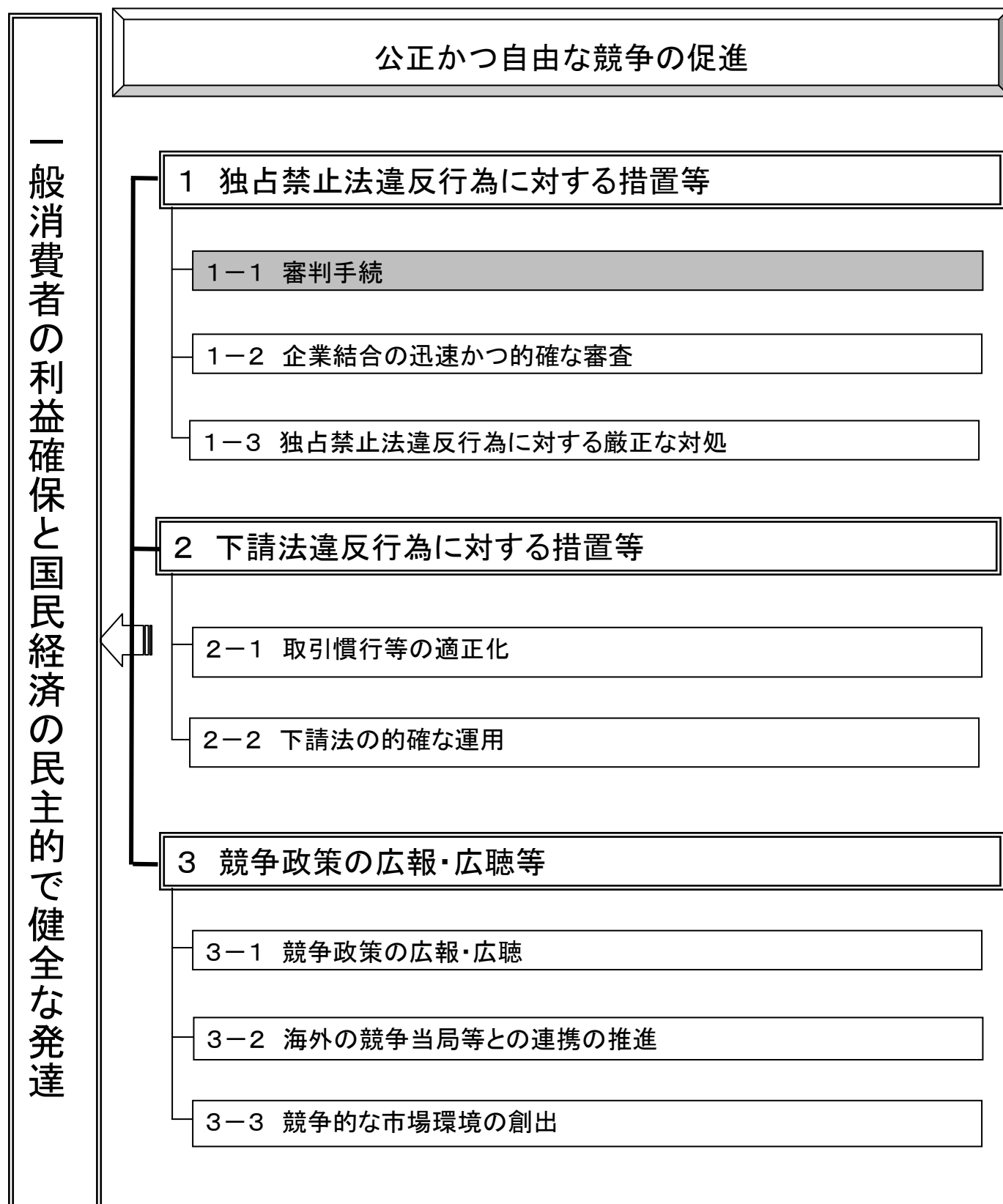
反映の方向	本件取組の課題として、①法的措置事件の平均処理期間は平成 21 年度と同じ 12 か月であったが、<u>法的措置事件を更に迅速に処理するため、国民生活に影響の大きい事件へのリソースの有効活用、職員の審査能力向上等</u>によってより効率的な事件処理を行うとともに、審査体制を強化すること、②<u>不当廉売事件に迅速かつ的確に対処するため、より一層の執行力強化を図ること</u>及び③刑事告発事件が 1 件もなかったことから、刑事告発相当事案を積極的に発掘するため、情報収集能力の一層の向上を図ることが挙げられる。
3 取引慣行等の適正化	
目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの<u>相談への対応（相談事例の公表については年間 10 件以上を目途）</u>、取引実態調査の実施公表（年間 2 件以上を目途）を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。
実施状況・評価	①不当廉売ガイドラインの説明会：平成 21 年度 21 回（参加者約 490 名）、平成 22 年度 8 回（参加者約 410 名） ②<u>相談対応：1,700 件、そのほとんどを 7 日間以内に処理。</u> ③相談事例の公表：<u>平成 21 年度の主な事例 12 件を、平成 22 年 7 月に相談事例集として公表。</u> ④取引実態調査：平成 17 年度に実施した「広告業界の取引実態調査」のフォローアップ調査を実施して公表し、関係業界団体の会員企業の担当者約 170 名を対象に説明会を実施。 これらの状況等を総合的に評価すれば、本件取組は有効かつ効率的だったと評価できる。
反映の方向	本件取組の課題として、①新規公表のガイドラインだけでなく、既存のガイドラインについても、事業者等からの要望に応じて、積極的に説明会を開催する必要があること、②<u>相談事例集の認知度向上を図り、更に各種ガイドラインを補う新規性のある相談事例の広報</u>を引き続き行っていく必要があること、③取引実態調査対象の選定を速やかに行い、また、フォローアップ調査については必要性の高いものから順次行っていく必要があることが挙げられる。
4 下請法の的確な運用	
目標	下請法に違反する親事業者による<u>下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速（処理期間 6 か月以内を目途）かつ的確に対処し、</u>これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。
実施状況・評価	①事件の新規着手件数：4,658 件（前年度比 21.5%増） ②措置件数：勧告件数 15 件（平成 15 年下請法改正施行（平成 16 年 4 月）以降最多であった前年度と同数）、指導件数 4,226 件（過去最多） ③勧告事件の内容：返品事件（平成 15 年下請法改正施行以降初）、不当な経済上の利益提供要請事件（通算 2 件目）及びこれま

	で勧告実績のない業界（ロードサービス業等）の事業者に勧告。 ④事件処理期間：全体の <u>97.5%を6か月以内に処理。ただし、勧告事件15件のうち12件は、処理期間が6か月を超えた。</u> ⑤下請取引適正化講習会：25都道府県30会場で開催（参加者3,935名）。参加者アンケートの結果、内容が「よく分かった」又は「概ね分かった」との回答割合が9割超。 ⑥下請事業者の利益：現状回復措置によって、14億9543万円の下請事業者の利益が保護された。 これらの状況等を総合的に評価すれば、本件取組は有効かつ効率的だったと評価できる。
反映の方向	本件取組の課題として、①勧告事件15件のうち12件について、6か月以内に処理できなかったことから、<u>事件調査に係るノウハウの向上・蓄積を進めるため、引き続き、職員に対する研修の実施やマニュアルの整備を図ること及び調査部門の体制の更なる強化を図ること</u>、②下請取引適正化推進講習会の参加者から「会場までのアクセスが悪い」との意見が寄せられたことから、参加者の利便性を向上させるよう、会場を選定する必要があることが挙げられる。
5 競争政策の広報・広聴	
目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について<u>広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること（地方有識者との懇談会開催件数91件以上、一日公正取引委員会開催件数3件以上、消費者セミナー開催件数25件以上、独占禁止法教室開催件数44件以上）</u>により、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。
実施状況・評価	①報道発表件数等：報道発表件数267件（前年度比約4%減）、メールマガジン登録者数4,508名（同10%増）、ウェブサイトのトップページへのアクセス件数2,453,330件（同10%減）。 ②日刊新聞紙による報道：報道発表内容が<u>日刊新聞紙に計422件掲載され、その広告費換算推計額は4億5657万円（公正取引委員会の広報・広聴関係予算約2475万円）</u>。 ③一日公正取引委員会等：<u>一日公正取引委員会4件、消費者セミナー38件、独占禁止法教室82件開催</u>。参加者アンケートの結果、内容を「理解できた」又は「概ね理解できた」との回答割合が、消費者セミナー及び独占禁止法教室参加者とも8割超。 ④独占禁止懇話会等：独占禁止懇話会2件、<u>地方有識者との懇談会を84件開催</u>。また、独占禁止政策協力委員106名から個別に意見聴取を行い、地方有識者や独占禁止政策協力委員から出された意見・要望を公正取引委員会の各種取組に反映させた。 これらの状況等を総合的に評価すれば、本件取組は有効かつ効率的だったと評価できる。

反映の方向	本件取組の課題として、①報道発表、ウェブサイト等を活用して各種取組の開催を周知することによって各種取組の参加者拡大を図ること、② <u>報道発表内容の文章をできるだけ分かりやすいものにする</u> とともに、図や写真を利用するなどして、報道発表資料等の改善を図ることが挙げられる。
6 海外の競争当局等との連携の推進	
目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び <u>開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援</u> （技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答：80%以上）を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて <u>我が国の競争政策の状況を広く海外に周知</u> する（公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数：前年度と同水準又はそれ以上）ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。
実施状況・評価	①海外の競争当局との二国間協議：韓国公正取引委員会等との間で3回開催。 ②多国間の協力：I C N（国際競争ネットワーク）関連会合に5回参加。また、第7回I C Nカルテルワークショップを日本で開催し、海外競争当局の担当者のほか、公正取引委員会職員、我が国の弁護士等が多数出席。 ③途上国等に対する協力：競争政策に関する<u>技術研修を6回開催（参加者51名）</u>。参加者アンケートの結果、「研修プログラムの適切性について」、「研修で得た知識・経験が役に立つか否かについて」等の項目について、最高評価を5とした5段階評価であれば5又は4、最高評価を4とした4段階評価であれば4又は3と回答した研修生の割合が、いずれの回も8割以上。 ④海外への周知活動：海外の法曹協会が主催するセミナー等に計7回講師を派遣。<u>公取委ウェブサイト</u>に<u>英文プレスリリースを16件（平成21年度33件）掲載し、英文トップページへのアクセス件数が51,077件（同54,913件）、英文プレスリリースページへのアクセス件数が8,590件（同7,028件）</u>。 これらの状況等を総合的に評価すれば、本件取組は有効かつ効率的だったと評価できる。
反映の方向	本件取組の課題として、①途上国等向けの技術研修について、引き続き <u>途上国等のニーズに合致した内容の研修を提供</u> できるよう、常に研修内容の検討を行う必要があること、② <u>英文トップページへのアクセス件数を増加させるため</u> 、他の競争当局のウェブサイトとの相互リンクを進めること等の取組が必要であることが挙げられる。
7 競争的な市場環境の創出	
目標	① <u>発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上</u> （そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施）、② <u>事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進</u> （そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施）、③各府省における規制の

	事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。
実施状況・評価	①発注機関職員向け研修：<u>入札談合等関与行為防止法に係る研修を165回（過去5年間の平均実施数87回）実施。</u>参加者アンケートの結果、入札談合等関与行為防止法に関する理解が「深まった」又は「多少深まった」との回答割合及び当該研修が入札談合の防止に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」との回答割合が、いずれも9割以上。 ②公正取引委員会競争政策研究センター：<u>公開セミナー3回（過去5年間の平均開催数3.4回）、国際シンポジウム1回開催。</u>参加者アンケートにおいて、公開セミナーが「大変参考になった」又は「参考になった」との回答割合が7割以上、国際シンポジウムが「大変参考になった」又は「参考になった」との回答割合が6割弱。 ③各府省における規制の事前評価における競争評価：各府省が使用する競争評価チェックリスト、競争評価チェックリスト活用の手引き及びサンプル事例を作成して総務省を通じて各府省に配付。また、競争評価の内容を充実させることを目的とした規制影響分析手法等検討会議を2度開催。 ④各府省から提出された競争評価チェックリスト：計67件。各府省の政策評価担当者へのアンケートにおいて、15の府省の担当者中12の府省の担当者が、チェックリストが「分かりやすい」と回答。 これらの状況等を総合的に評価すれば、本件取組は有効かつ効率的だったと評価できる。
反映の方向	本件取組の課題として、①入札談合等の防止に関心の高い発注機関以外の機関にも、入札談合等防止法に関する研修を実施すること、②<u>発注機関に対して定期的に研修を実施し、さらに、研修内容に係る発注機関のニーズをより適切に把握すること、</u>③公開セミナーに、より多くの関係者が参加できるよう会場を工夫すること、<u>競争政策研究センター・公開セミナー・国際シンポジウムの知名度を挙げ、学者等にとって、この場で報告することのインセンティブを高めること及び</u>④各競争評価チェックリスト活用の手引の具体事例を充実させ、競争評価チェックリストの注釈・例示を追加することが挙げられる。

公正取引委員会の政策目標及び主要な施策等



(注) 網掛けの事務事業については、3年ごとに実績評価を行うこととしていることから、本年度の政策評価の対象ではない。